

# 美濃市投票環境整備計画

令和6年3月

美濃市選挙管理委員会



# 目次

1.はじめに	1
2.美濃市の現状と課題	2
(1) 投票率について	2
(2) 投票行動（期日前投票）について	3
(3) 投票行動（当日の投票）について	5
(4) 投票所の投票環境について	7
①投票所の設備	7
②投票所の従事者等	7
③投票受付システム	8
(5) 投票区（投票所）について	9
(6) 投票所までの移動支援について	11
3.美濃市投票環境整備計画	12
(1) 期日前投票所の拡充	13
①移動期日前投票所の開設	13
②商業施設における期日前投票所の開設	13
(2) 投票区・投票所の見直しに関する考察	14
(2-2) 「共通投票所」の導入	15
(2-3) 投票区・投票所の見直しにおける対人間的・財政的効果	19
(3) その他投票環境の整備について	20
①移動支援	20
②「投票立会人の事前登録制度」の導入	20
③主権者教育	20
④「選挙公報」の発行	20
(4) 計画策定等に係る経過	21

## 1.はじめに

---

選挙は、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

国においては、選挙制度の改正（「期日前投票制度の導入（平成 15 年）」、「18 歳選挙権の導入（平成 28 年）」等）が行われ、投票環境の整備や有権者（※1）の対象拡大等が実施されてきました。

一方、全国的には、投票率の低下傾向が続いており、また、有権者の働き方の変化や余暇の過ごし方の多様化等、有権者を取り巻く環境が大きく変化してきています。

環境の変化等により、いわゆる投票当日投票所投票主義（※2）の例外である期日前投票をされる方の割合が年々増加してきており、美濃市では、令和 4 年執行の参議院議員通常選挙において、約 45%の有権者が期日前投票を利用され、広く一般に認知されるに至りました。

美濃市における令和 5 年 3 月 1 日時点の有権者数は、16,486 人で、ピーク時の平成 10 年(20,245 人)と比較すると、3,759 人(18.6%)減少しており、少子化の状況を鑑みると、有権者数の減少は、今後も続くと推察します。

こうした社会情勢等を踏まえつつ投票環境を整えていくことは、選挙管理委員会の責務であり課題であります。

よって、本計画では、①期日前投票所の拡充（期日前投票を利用される方が今後増加する可能性が高いため、更なる投票機会の確保）②投票所内の環境整備（投票所におけるバリアフリー化等）③投票事務のデジタル化（全投票所に投票受付システムを導入することによる、更なる投票受付事務の迅速化・適正化）を主な目標とし、今後の指針とします。

上記目標に伴い投票区（投票所）の見直し、投票事務に携わる方（投票立会人・投票事務従事者等）の人員確保や負担軽減策、選挙経費の適正化等の諸課題に対して総合的に勘案し、持続可能な投票事務の体制づくりを検討します。

※1…本計画では、便宜上、「有権者」の呼称で統一します。

※2…現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示等の日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行って選挙人に投票を行うに当たっての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行う、という形になっています。

## 2. 美濃市の現状と課題

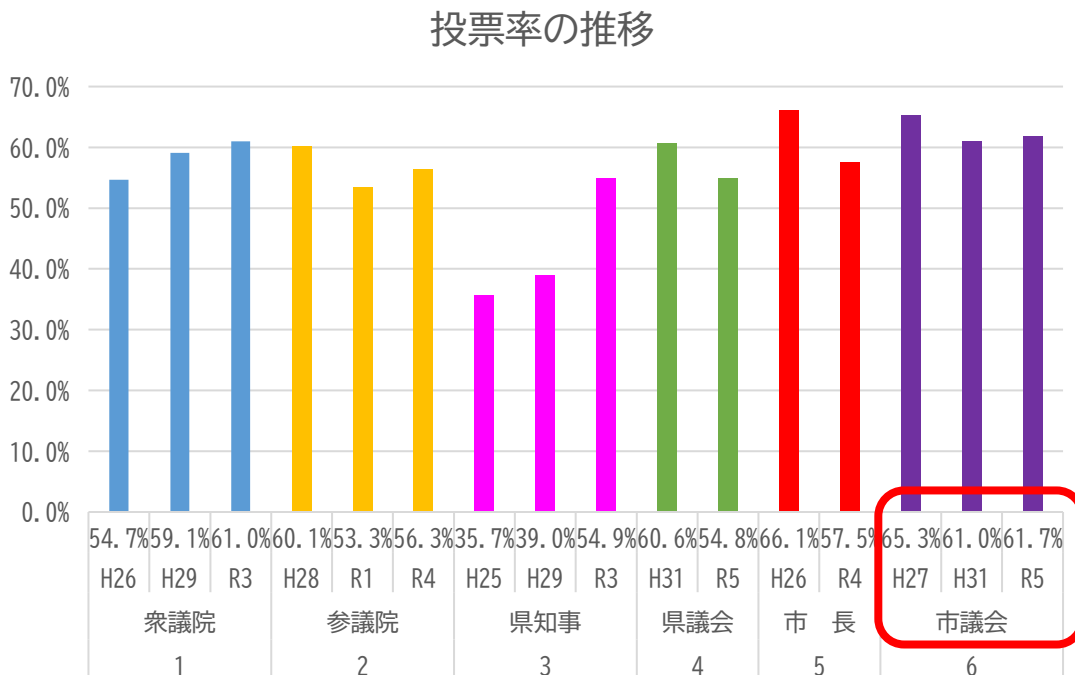
### (1) 投票率について

近年の各選挙における投票率は、下記のとおりです。(図1)

県議会議員選挙及び市長選挙以外の選挙の投票率が、前回投票率を上回っています。

特に、市議会議員選挙においては、平成3年から一貫して投票率が減少傾向にありましたが、32年ぶりに増加に転じました。

(図1) 各選挙における投票率



一方、令和5年執行の県議会議員選挙及び市議会議員選挙における年代別の投票率は、下記のとおりです。(表1)

(表1) 年代別投票率

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	全世代
R5 県議選	29.8%	26.5%	39.4%	45.8%	57.4%	69.8%	71.3%	51.2%	54.8%
R5 市議選	30.9%	31.7%	46.5%	55.5%	65.3%	75.4%	79.6%	58.1%	61.7%

#### 課題1

・10代～20代の投票率が、他世代と比較すると低い傾向にあります。

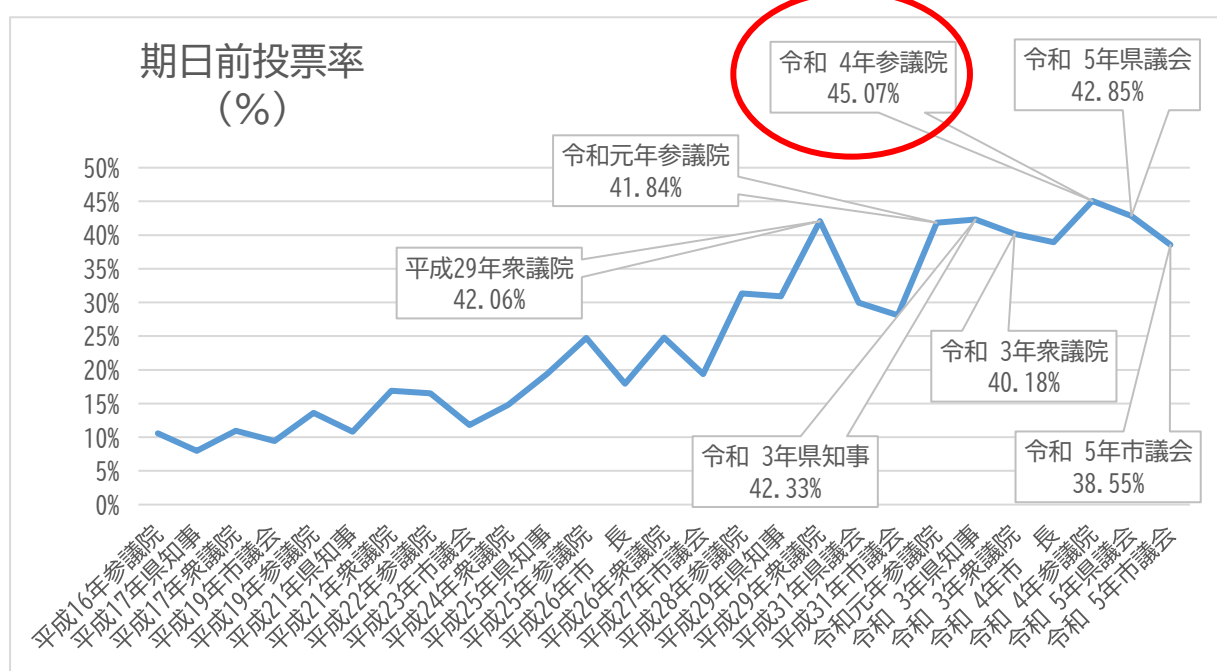
(2) 投票行動（期日前投票）について

平成 15 年の公職選挙法（以下「法」という。）の改正により、期日前投票制度が導入されました。

また、美濃市では、平成 31 年執行の県議会議員選挙より、臨時期日前投票所と称し、地域ふれあいセンターのある施設において、日時を限定して期日前投票所を開設してきました。

投票者数のうち期日前投票者数の割合（期日前投票率）は、平成 16 年から平成 24 年までは、概ね 10%台で推移していましたが、年々増加し、令和元年以降になると概ね 40%台で推移し、令和 4 年執行の参議院議員通常選挙では、45.07%を記録しました。（図 2）

（図 2）期日前投票率



また、美濃市における直近の選挙（令和 5 年執行の県議会議員選挙・市議会議員選挙）の期日前投票所の時間ごとの投票者数（以下「投票行動という。」）は、次のとおりです。（表 2）

なお、期日前投票所においては、後述する投票受付システムを導入済のため、詳細な投票行動の統計をとることができます。

全体的に、午前中に投票者数が多い傾向にあります。

(表2) 期日前投票者数(時間ごと)

	防中		洲原		下牧		上牧		大矢田		藍見		中有知	
	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議
8:30~10:00	464	505												
10:00~11:00	490	452	11	6	12	9	32	16	10	13	1	8	11	16
11:00~12:00	318	371	4	7	1	5	13	24	3	5	4	3	1	7
12:00~13:00	288	275	2	5	0	11	17	9	2	2	3	0	0	3
13:00~14:00	333	340	17	6	8	6	17	15	8	5	6	7	2	6
14:00~15:00	316	287	0	6	6	2	21	2	3	5	1	11	3	9
15:00~16:00	271	284	4	5	2	3	13	9	5	4	7	7	3	0
16:00~17:00	291	257	0	3	7	8	14	8	4	6	1	5	4	5
17:00~18:00	251	270	1	1	0	6	16	19	2	5	5	4	7	3
18:00~19:00	301	293	4	0	1	2	7	7	0	13	1	9	3	7
19:00~20:00	205	207												
合計	3,528	3,541	43	39	37	52	150	109	37	58	29	54	34	56

※令和4年執行の美濃市長選挙より、臨時期日前投票所の開設時間を、「10:00~16:00」から「10:00~19:00」へ変更しました。

※「防中…防災・中央コミュニティセンター」、「洲原…洲原防災コミュニティセンター」、「下牧…美濃市定住促進センター」、「上牧…上牧公民館」、「大矢田…大矢田公民館」、「藍見…藍見防災コミュニティセンター」、「中有知…中有知地域ふれあいセンター」

## 課題2

・臨時期日前投票所の利用率が、令和5年執行の県議会議員選挙では、期日前投票者数全体の8.5%、同年市議会議員選挙では9.4%と低調です。また、夕方以降の投票者数が少ない傾向にあるので、運用等の見直しを検討する必要があります。

(3) 投票行動（当日の投票）について

美濃市における直近の選挙（令和 5 年執行の県議会議員選挙・市議会議員選挙）の当日の投票所の時間ごとの投票行動は、次のとおりです。（表 3）

当日の投票所では、投票受付システムを導入していないため、各投票所からの投票速報時刻ごとの投票者数から算出しています。

期日前投票率が増加傾向にあるため、相対的に、当日の投票者数が減少傾向にあります。



(表3) 当日の投票者数(時間ごと)

	7:00~10:00		10:00~11:00		11:00~13:00		13:00~15:00		15:00~18:00		18:00~19:00		19:00~20:00	
	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議	R5 県議	R5 市議
美濃第一	55	87	67	72	63	95	68	86	93	82	19	17	15	23
美濃第二	99	143	80	137	113	132	98	103	88	170	34	32	43	32
美濃第三	59	122	72	79	108	140	61	98	86	110	19	37	32	19
立花	33	49	28	31	22	18	24	26	29	21	7	10	29	34
下河和	27	43	15	10	27	26	19	17	10	16	8	6	2	0
上河和	41	56	20	13	11	20	12	5	9	5	5	3	4	5
長瀬	28	28	13	30	22	34	10	10	17	17	12	19	3	4
谷戸	14	25	11	27	33	20	9	12	14	12	0	5	2	0
片知	14	32	30	20	11	22	10	7	7	4	4	3	9	10
板山	18	17	13	14	8	9	5	5	0	4	0	1		
蕨生	25	46	20	34	25	51	40	32	36	15	0	9	21	10
神洞	8	13	15	4	19	28	9	10	10	3	8	3	3	1
上牧第一	93	109	37	87	86	92	55	73	48	69	9	17	11	14
上牧第二	30	36	16	27	22	27	10	13	29	22	9	13	6	11
大矢田	117	168	70	108	116	123	85	78	122	115	29	14	17	43
半道	18	24	10	7	9	6	4	7	6	5	7	4		
藍見	93	159	118	90	101	119	112	121	132	148	46	32	27	54
中有知	181	233	146	200	234	235	191	229	245	254	76	66	62	100

## 課題3

- ・期日前投票率の増加により、当日投票者数が減少しているため、期日前投票所の拡充を検討する必要があります。
- ・18:00以降になると投票者数が減少傾向にあるため、当日投票所の閉鎖時刻の繰り上げを検討する余地があります。

#### (4) 投票所の投票環境について

##### ①投票所の設備

18 か所ある投票所は、市役所等の公共施設のほか、自治会の集会場にて開設しています。

##### 課題 4

・投票所によっては、バリアフリー化されていない施設（6 か所）、空調設備が整っていない施設（8 か所）、土足のまま投票できない施設（12 か所）等、全ての投票所が有権者等にとって投票しやすい環境であるとはいえない状況です。

##### ②投票所の従事者等

投票所を開設・運営するために、投票所 1 か所につき、下記人員を配置しています。

###### 【市職員から選出】

投票管理者(1名)・職務代理者(1名)・投票事務従事者(3~7名)

###### 【地元自治会から選出】

投票立会人(2名)

##### 課題 5

- ・立会人等は、午前7時から午後8時までの長時間投票の立会い等に從事していただいています。長時間の従事だけではなく、空調設備が整っていない体育館等の施設においては、特に、夏季・冬季は、心身に大きな負担のかかる環境となっています。
- ・定年延長等雇用環境の変化により、仕事を続ける方が多くなっているため、投票立会人（特に、平日開設する期日前投票所）の確保が難しくなっています。
- ・市職員においては、行財政改革（定員適正化計画）による定員の削減や中途退職者の増加のほか、近年頻発する風水害等災害への職員動員の想定等、今後、ますます投票事務への人員配置が困難になることが考えられます。

### ③投票受付システム

投票受付システムとは、各世帯に郵送している入場券に記載されているバーコードをシステムで読み取ることにより、選挙人名簿との対照作業（本人確認作業）を迅速かつ適正に行うことができるシステムです。また、前述の投票行動の分析にも役立っています。

しかし、当日の投票所においては、専用のオンライン回線がない施設があるため、投票受付システムの導入に至っていません。

なお、当日の投票所においては、紙で調製した選挙人名簿と有権者が持参した入場券を事務従事者が突合することで受付を行っています（名簿のページ検索や有権者番号の確認を目視で行っています）。

なお、システムが使用可能な施設は、専用オンライン回線が繋がっている市役所本庁舎及び各地域ふれあいセンター等（市職員が常駐している施設）のみとなっています。

#### 課題 6

- ・期日前投票所だけでなく、当日の投票所にもシステムを導入（デジタル化）することにより、更なる投票受付業務の迅速化、適正化を検討する必要があります。

(5) 投票区（投票所）について

美濃市にある投票区（※）は、昭和 56 年に 18 投票区へ見直し（上牧地区の投票区を 5 か所から 2 か所へ見直し）後、現在に至っています。（表 4）（図 3）

※…投票区とは、投票に係る手続きの混乱を避け、正しく選挙が行われるよう一定の区域を単位として構成しています。この区域を「投票区」といい、1つの投票区の中に1つの投票所を設けています。

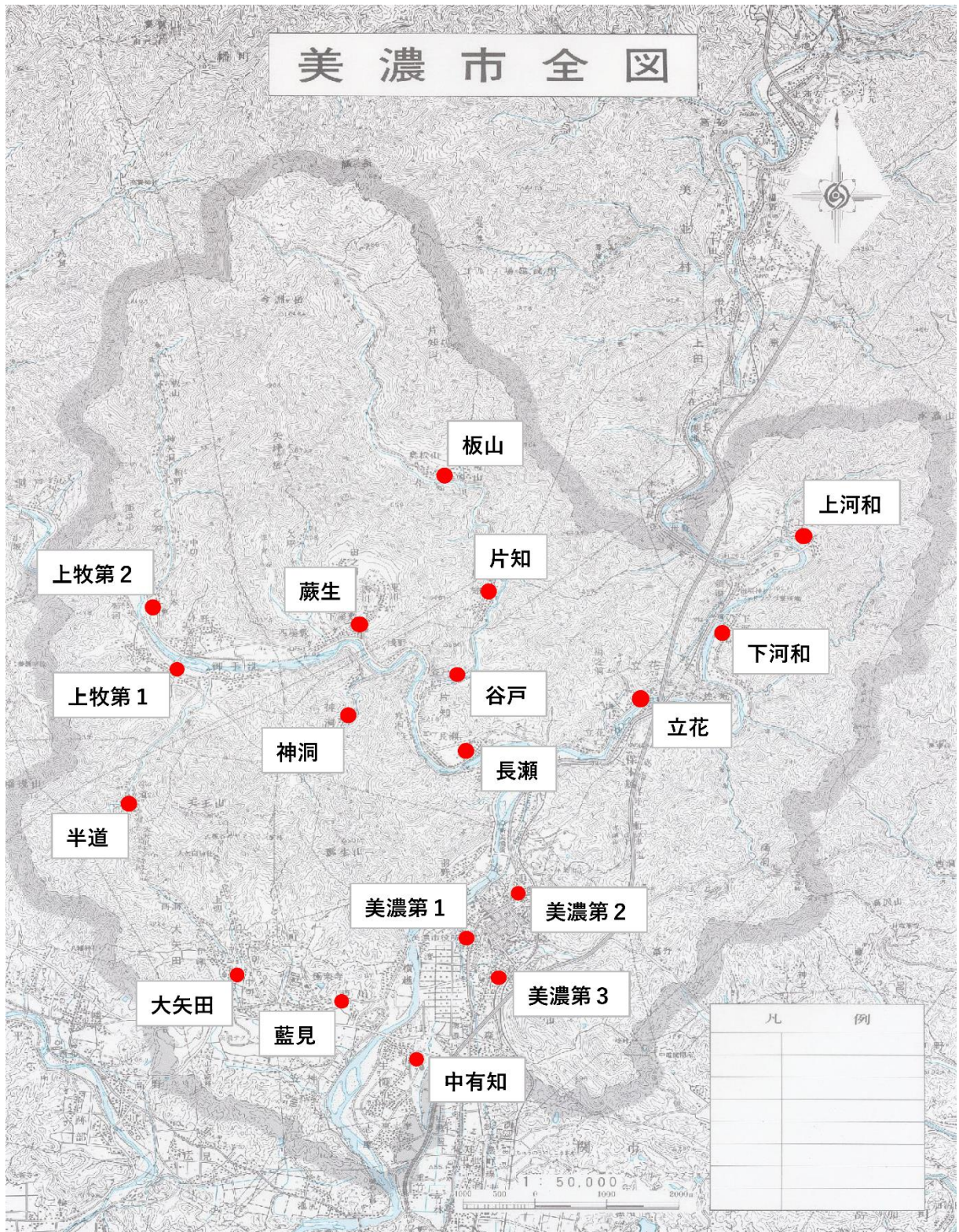
（表 4）投票区（投票所）一覧・有権者数の推移

投票区名	投票所名	有権者数（単位：人）			
		S60. 12. 1	R2. 12. 1	R3. 12. 1	R4. 12. 1
美濃第 1	美濃市役所	1, 898	1, 350	1, 302	1, 284
美濃第 2	美濃中学校体育館	2, 706	2, 048	2, 004	1, 968
美濃第 3	美濃小学校体育館	2, 633	2, 117	2, 085	2, 031
立花	立花ふれあいセンター	887	667	642	629
下河和	洲原防災コミュニティセンター	449	334	324	316
上河和	上河和コミュニティセンター	367	265	259	244
長瀬	長瀬公民館	465	385	371	368
谷戸	美濃市定住促進センター	368	241	226	227
片知	本郷公民館	516	321	312	302
板山	板山集会場	235	78	75	72
蕨生	牧谷小学校体育館	1, 070	525	500	496
神洞	神洞公民館	335	187	187	182
上牧第 1	上牧公民館	1, 646	1, 108	1, 094	1, 058
上牧第 2	上牧生涯学習センター体育館	556	324	327	319
大矢田	大矢田公民館	1, 399	1, 623	1, 607	1, 573
半道	半道集会場	155	95	99	96
藍見	藍見防災コミュニティセンター	1, 461	2, 054	2, 037	2, 021
中有知	中有知小学校体育館	2, 405	3, 403	3, 421	3, 383
合計		19, 551	17, 125	16, 872	16, 569

減少傾向となっています



(図3) 投票所の位置図



### 課題 7

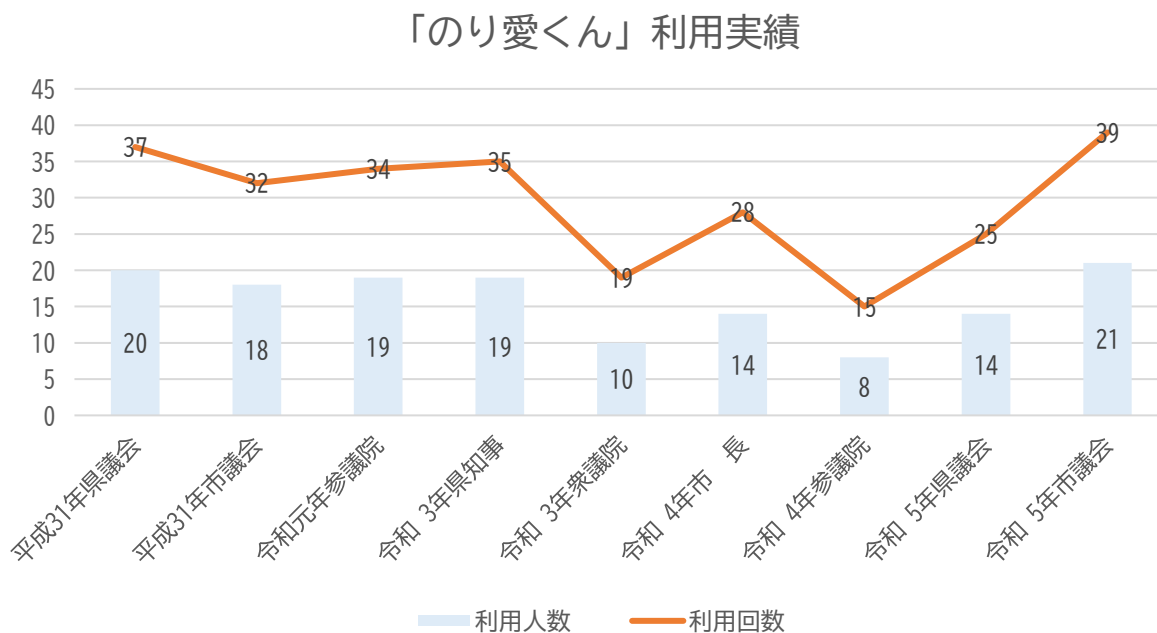
- ・約 40 年前に設定された区割りのため、当時と比較すると、人口（有権者数）が減少し、住宅・交通環境等も大きく変化しているため、投票区（投票所）の見直しを検討する必要があります。
- ・投票区間の有権者数に不均衡（板山と中有知で約 47 倍の差）が生じているので、投票区ごとの有権者数の見直しを検討する必要があります。

#### (6) 投票所までの移動支援について

美濃市では、平成 31 年執行の県議会議員選挙より、期日前投票所までの移動支援事業として、乗り合わせタクシー「のり愛くん」の無料運行を実施しています。

各選挙における「のり愛くん」の利用実績は、下記のとおりです。（図 4）

（図 4）「のり愛くん」の利用実績



### 課題 8

- ・制度導入から 4 年が経過しましたが、制度の周知不足の可能性があるので、引き続き制度の広報、周知していく必要があります。

### 3. 美濃市投票環境整備計画

本計画では、下記項目を主な目標とするとともに、**課題 1**～**課題 8**への対応策を総合的に検討します。

#### 主な目標

1. 期日前投票所の拡充
2. 投票所内の環境改善
3. 投票事務のデジタル化

#### 【課題】

##### 課題 1

- ・ 10代～20代の投票率が、他世代と比較すると低い傾向にあります。

##### 課題 2

- ・ 臨時期日前投票所の利用率が、令和5年執行の県議会議員選挙では、期日前投票者数全体の8.5%、同年市議会議員選挙では9.4%と低調です。また、夕方以降の投票者数が少ない傾向にあるので、運用等の見直しを検討する必要があります。

##### 課題 3

- ・ 期日前投票率の増加により、当日投票者数が減少しているため、期日前投票所の拡充を検討する必要があります。
- ・ 18:00以降になると投票者数が減少傾向にあるため、当日投票所の閉鎖時刻の繰り上げを検討する余地があります。

##### 課題 4

- ・ 投票所によっては、バリアフリー化されていない施設（6か所）、空調設備が整っていない施設（8か所）、土足のまま投票できない施設（12か所）等、全ての投票所が有権者等にとって投票しやすい環境であるとはいえない状況です。

##### 課題 5

- ・ 立会人等は、午前7時から午後8時までの長時間投票の立会い等に従事していただいています。長時間の従事だけではなく、空調設備が整っていない体育館等の施設においては、特に、夏季・冬季は、心身に大きな負担のかかる環境となっています。
- ・ 定年延長等雇用環境の変化により、仕事を続ける方が多くなっているため、投票立会人（特に、平日開設する期日前投票所）の確保が難しくなっています。
- ・ 市職員においては、行財政改革（定員適正化計画）による定員の削減や中途退職者の増加のほか、近年頻発する風水害等災害への職員動員の想定等、今後、ますます投票事務への人員配置が困難になることが考えられます。



#### 課題 6

- ・期日前投票所だけでなく、当日の投票所にもシステムを導入（デジタル化）することにより、更なる投票受付業務の迅速化、適正化を検討する必要があります。

#### 課題 7

- ・現在の投票区は、約 40 年前に設定された区割りのため、当時と比較すると、人口（有権者数）が減少し、住宅・交通環境等も大きく変化しているため、投票区（投票所）の見直しを検討する必要があります。
- ・投票区間の有権者数に不均衡（板山と中有知で約 47 倍の差）が生じているので、投票区ごとの有権者数の見直しを検討する必要があります。

#### 課題 8

- ・期日前投票所までの「のり愛くん」無料運行制度導入から 4 年が経過しましたが、制度の周知不足の可能性があるので、引き続き制度の広報、周知していく必要があります。

### (1) 期日前投票所の拡充

近年の期日前投票率の増加や投票区（投票所）の見直しに伴い、期日前投票所の拡充を検討します。

具体的には、①車両（バス・ミニバン等）を使用して「移動期日前投票所」の開設②市内商業施設における期日前投票所の開設を検討します。

#### ①移動期日前投票所の開設

現在想定している開設場所は、下記のとおりですが、開設にあたっては、十分な開設面積や施設管理者等の許可が必要になるため、選挙の都度、調整する必要があります。

- ▶投票区（投票所）の見直しにより、見直し前後の投票所間が、概ね半径 2km より遠くなる山間地域等にある旧投票区内（板山投票区、半道投票区に試験導入を検討）
- ▶武義高校敷地内（高校 3 年生対象）や二十歳を祝う会会場敷地内等

また、移動期日前投票所を開設する場合は、比較的短時間の開設時間となる見込みのため、現在、投票立会人の報酬が、日額として規定されている『美濃市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例』を改正し、時給制の導入を併せて検討します。

#### ②商業施設における期日前投票所の開設

市内商業施設における期日前投票所については、移動期日前投票所と同様に施設管理者等の許可が必要になるほか、受付確認の対象者が市内全ての有権者となるため、二重投票防止のための投票受付システムのオンライン化が必要となります。比較的多くの方が利用するスーパー等での開設を検討します。



## (2) 投票区・投票所の見直しに関する考察

投票区の増設については、国からの通知（昭和44年5月15日 自治管第45号 各都道府県選挙管理委員会委員長あて 自治省選挙部長通知）が発出されています。

### 【国からの通知（概要）】

- (ア) 投票における選挙人の利便を図り、あわせて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の地形及び交通の利便等地域の特性を考慮すること。
- (イ) 遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上ある地区）を含む投票区にあつては、当該投票区の分割、再編成等の措置により遠距離地区の解消に努めること。
- (ウ) 過大投票区（1投票区の数のおおむね3,000人を超えるもの）にあつては、おおむね3,000人を限度として投票区の分割を行い投票区の規模の適正化を図ること。
- (エ) (イ)、(ウ)に該当しないものであつても、例えば投票所から選挙人の住所までの道程が2キロメートル以上であつて、かつ1投票区の数のおおむね2,000人を超える投票区等については、再検討を行い、投票区の増設に努めること。

【投票区等の見直しにおける基本的な考え方】

国の通知（基準・目安）を参考としつつ、前述の課題への対策を講じながら、市の実情に合わせて、下記方針に基づき投票区等の見直しをします。

（方針 1） 1 投票区あたりの有権者数を概ね 1,000 人以上とし、概ね 6,000 人を限度とします。（表 5）

→国の基準は、期日前投票制度導入前の通知のため、美濃市の有権者の投票行動を加味し、下記により限度人数を算出しました。

※6,000 人×投票率 90%×当日投票する有権者の率 55%(期日前投票率 45%と仮定)

=2,970 人

（方針 2） 見直し前後の投票所間の距離は、概ね半径 2km（路線距離に換算すると、概ね 3km）以内とします。半径 2km より遠くなる山間地域等の場合は、移動期日前投票所の開設を検討します。（図 5）

（方針 3） 全ての投票所をバリアフリー対応施設のみとし、土足のまま投票ができるようにします。

（方針 4） 投票所は、確実に開設の見込める公共施設のみとし、投票受付システム用の専用回線のある市役所本庁舎及び各地域ふれあいセンターのある施設とします（デジタル化）。

（方針 5） 美濃市の有権者であれば、どこの投票所でも投票できる環境を整備します（**共通投票所**の導入）。

（2-2）「共通投票所」の導入

全投票所に投票受付システムが導入されることにより二重投票防止のチェックが容易となるため、全ての投票所において「共通投票所」の導入が可能となります。

通常は、お住まいの投票区（投票所）でのみ当日の投票が可能ですが、共通投票所が導入される場合、市内投票所のどこでも投票が可能となります（例えば、上牧地区の方が、仕事や買い物帰りに美濃地区の投票所で投票することができるようになります。その逆の場合も同様です。）。

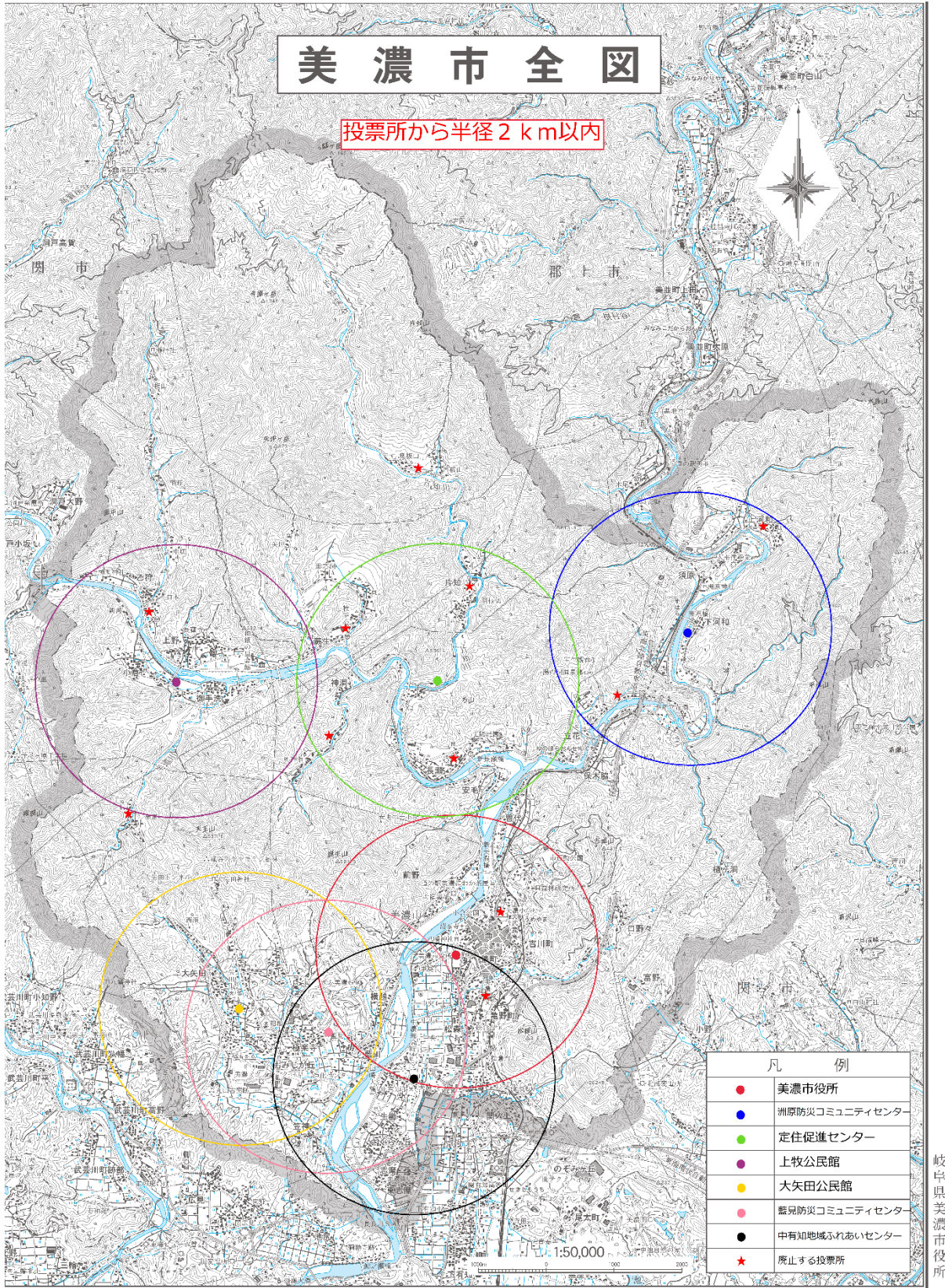
(表5) 投票区・投票所の見直し

※赤文字の箇所は、廃止する投票所です。有権者数は、R4.12.1時点のものです。

見直し（前）			見直し（後）		
投票区名	投票所名	有権者数 (人)	投票区名	投票所名	有権者数 (人)
美濃第1	美濃市役所	1,284	美濃	美濃市役所	5,283
美濃第2	美濃中学校体育館	1,968			
美濃第3	美濃小学校体育館	2,031			
立花	立花ふれあいセンター	629	洲原	洲原防災コミュニティセンター	1,189
下河和	洲原防災コミュニティセンター	316			
上河和	上河和コミュニティセンター	244	下牧	美濃市定住促進センター	1,647
長瀬	長瀬公民館	368			
谷戸	美濃市定住促進センター	227			
片知	本郷公民館	302			
板山	板山集会場	72			
蕨生	牧谷小学校体育館	496			
神洞	神洞公民館	182			
上牧第1	上牧公民館	1,058	上牧	上牧公民館	1,377
上牧第2	上牧生涯学習センター体育館	319			
大矢田	大矢田公民館	1,573	大矢田	大矢田公民館	1,669
半道	半道集会場	96			
藍見	藍見防災コミュニティセンター	2,021	藍見	藍見防災コミュニティセンター	2,021
中有知	中有知小学校体育館	3,383	中有知	中有知地域ふれあいセンター	3,383



(図5) 見直し前後における投票所間の距離



この地図の作成に当たっては、国土院測量院の承諾を得て、同院発行の1万分の1地形図を利用した。(承諾番号 平304714 第72435NA-000683)

岐阜県美濃市役所



また、投票区の見直しをすることにより、選挙の都度、市内 133 か所に設置している公営のポスター掲示場の数量も変更となります。数量については、法第 144 条の 2 の規定に基づき、1 つの投票区につき 5~10 か所以内において政令で定める数量を算定することになっています（具体的には、投票区ごとの有権者数及び面積により算出します）。（表 6）

（表 6）見直し前後におけるポスター掲示場の数量

※有権者数は、R4.12.1 時点のものです。

見直し（前）				見直し（後）			
投票区名	面積 (km <sup>2</sup> )	有権者数 (人)	ポスター	投票区名	面積 (km <sup>2</sup> )	有権者数 (人)	ポスター
美濃第 1	1.46	1,284	7	美濃	15.15	5,283	9
美濃第 2	6.69	1,968	8				
美濃第 3	7	2,031	8				
立花	9.2	629	8	洲原	23.73	1,189	9
下河和	8.51	316	8				
上河和	6.02	244	7	下牧	34.56	1,647	9
長瀬	2.01	368	6				
谷戸	1.73	227	5				
片知	6.01	302	7				
板山	10.97	72	8				
蕨生	9.85	496	8				
神洞	3.99	182	6				
上牧第 1	13.29	1,058	9				
上牧第 2	6.47	319	7				
大矢田	8.01	1,573	9				
半道	3.37	96	6				
藍見	6.12	2,021	8	大矢田	11.38	1,669	9
中有知	6.31	3,383	8	藍見	6.12	2,021	8
				中有知	6.31	3,383	8
ポスター掲示場の数量（合計）			133	ポスター掲示場の数量（合計）			61

※ポスター掲示場数が減少しますが、選挙公報の発行（20 ページ参照）やホームページの記事充実等により有権者への情報発信を強化していきます。

(2-3) 投票区・投票所の見直しにおける対人間的・財政的効果

投票区及び投票所の見直しにおける、1 選挙あたりの対人間的・財政的効果については、下記のとおりです（R5 市議選の決算額から算出しています）。なお、下記効果には、見直し後の経費（移動期日前投票所経費、共通投票所の設営経費等）は、考慮していません。

①対人間的効果

※「△」は、マイナスを表します。

投票管理者	職務代理者	事務従事者	投票立会人	合計
△11 人	△11 人	△37 人	△22 人	△81 人

②対財政的効果

※「△」は、マイナスを表します。

項目	費用
人件費 ・投票管理者 12,800 円×11 人 ・投票立会人 10,900 円×22 人 ・職務代理者 32,942 円×11 人 ・事務従事者 32,942 円×37 人 ※設営等の時間も含む	△1,961,816 円
ポスター掲示場関係 33,330 円×72 か所	△2,399,760 円
ポスター掲示場削減に伴う公営負担分 1,374 円×72 か所×18 人	△1,780,704 円
その他 ・投票所借上料 27,000 円 ・投票箱送致タクシー使用料 101,871 円 ・自動交付機メンテナンス料 53,776 円 ・消耗品費等 25,000 円	△207,647 円
<b>合計</b>	<b>△6,349,927 円</b>

### (3) その他投票環境の整備について

#### ①移動支援

期日前投票所までの移動支援事業として、引き続き「のり愛くん」の無料運行を実施していくとともに、更なる制度の周知をします。また、当日投票所までの「のり愛くん」の無料運行の実施についても検討します。

#### ②「投票立会人の事前登録制度」の導入

現在、選挙の都度、各自治会から投票立会人を選出していただいているところです。しかし、働き方の多様化や定年延長等により選出が困難な場合が生じてきています。

また、市民の皆さんに政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近に感じていただけるよう、各種選挙において立ち会っていただく「(期日前)投票立会人の事前登録制度」の導入を検討します。

この制度が導入された場合は、選挙執行の都度、自治会からの選出のほか、登録者の中から(期日前)投票立会人を選任することが可能になります。

#### ③主権者教育

平成 28 年度より武義高校 3 年生の生徒を対象として、選挙出前講座を実施しています。今後は、主権者教育を 1 年生から実施、移動期日前投票開設時に併せて実施する等、学校の協力を得ながら、より充実した主権者教育の実施を検討します。

#### ④「選挙公報」の発行

「選挙公報」は、候補者の氏名や経歴、政見等を掲載した文書（掲載内容は、候補者から提出される記事をそのまま掲載します）で、選挙管理委員会が発行するものです。

市長選挙や市議会議員選挙については、条例の定めに従って発行することができるとされていますが、現在、美濃市では、条例が制定されていません。

選挙公報は、投票の判断材料となり大変有意義なものであるため、今後、条例の制定に向けて検討します。

#### (4) 計画策定等に係る経過

計画の策定に関する経過は、下記のとおりです。

年月	経過
令和5年6月～	・選挙管理委員会において、計画（案）について協議開始。
9月	・選挙管理委員会において、計画（案）の策定を決定。
10月	・選挙管理委員会において、計画（案）の内容を一部修正し最終案として決議。計画（案）について、意見募集することを決定。
11月	・美濃市議会全員協議会において、計画（案）概要及びパブリックコメント実施について説明。
12月～1月	・ホームページ及び広報みの等にて、計画（案）について意見を募集（パブリックコメント）。 ※令和5年12月1日から令和6年1月31日まで実施。
2～3月	・選挙管理委員会において、パブリックコメントの結果を踏まえ、改めて計画（案）について協議。
令和6年3月	・3月1日開催の選挙管理委員会にて、計画策定。

◆令和7年執行予定の岐阜県知事選挙から順次、適用予定です。



## 美濃市投票環境整備計画

---

令和6年3月1日

編集/発行 : 美濃市選挙管理委員会

---